

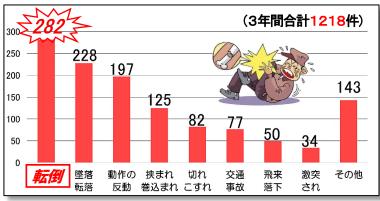
職場における転倒災害の防止を! 【STOP! 転倒災害プロジェクト】

『<mark>徳島労働基準監督署</mark>』では、職場における死傷災害のうち、発生件数の最も多い 『転倒災害』の減少を図るため、『STOP! 転倒災害プロジェクト』を推進してい ます。

徳島労基署管内の労働災害発生状況(直近3年間:平成 30 年~令和2年)

【休業4日以上の死傷災害分析】

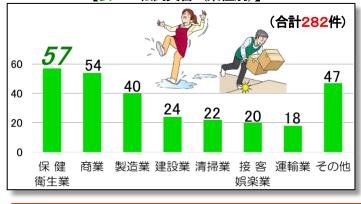
【表1:発生件数(事故の型別)】



【表2:転倒災害(年齢別)】



【表3:転倒災害(業種別)】



『転倒災害』の特徴(徳島労基署管内)

- ▶災害件数は『転倒災害』が最多『23%』。
- ◆年代別では『50歳以上』が大半『70%』。
- ▶『保健衛生業(医療・社会福祉)』の他、 商業、製造業、建設業、清掃業、運輸業、 接客娯楽業等、多岐にわたる業種で発生。

転倒災害の主な原因

(1)『滑り』による転倒

- **★**こんなところに要注意!
- ●床・路面が濡れている(水・油・生ゴミ等)
- ●靴底(滑り止め)が磨耗●慌てている等…

②『つまずき』による転倒

- ★こんなところに要注意!
- ●床面の凹凸、段差、配線等
- ●通路上の障害物(荷物・台車の放置)等・・



★こんなところに要注意!

- ●室内外(倉庫含む)や階段の照度不足 ●荷物を抱える(足元が見づらい)
- ●ながら行動(例:携帯電話で通話し(画面を見)ながら移動)等…





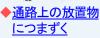
◆濡れた床面で滑る

◆通路の段差につまずく



◆凍った路面で滑る







◆階段を踏み外す

転倒災害の防止対策

≪設備・管理面の対策≫ ~4S(整理、整頓、清掃、清潔)の励行~

- ●床面の清掃(水・油・生ゴミ等の除去) ●通路の段差や凹凸、突起物等の解消
- ●階段の踏み面には滑り止め
- ●通路上の障害物(荷物・台車等)を撤去

- ●通路や階段には適切な照度を確保
- ●危険箇所への注意喚起『見える化』
- ●職場巡視、KY(危険予知)活動、安全衛生教育の実施など



≪転倒しにくい作業方法≫ ~あせらない、急ぐ時ほど落ちついて~

- ●作業に適した靴の着用(滑り止め確認)●時間に余裕をもって行動(走らない)
- 骨りやすい場所では歩幅を小さく
- ●ながら行動の禁止(ながらスマホは厳禁!)
- ●転倒予防のための教育の実施
- ●危険マップの作成等による危険情報の共有化
- ●転ばない体づくり(身体機能の維持向上、ストレッチ・転倒予防体操等の導入)
- ■転倒しにくい歩き方(両手をあけておく、歩行(前傾)姿勢・すり足の改善等

転倒災害の防止対策事例

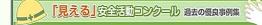


◆段差の注意喚起表示



◆床面の防滑塗装







◆通路障害物の覆い



◆階段の照明確保(自動点灯)



◆屋外階段の滑り止め



◆長靴置場(靴底の摩耗確認)

『STOP! 転倒災害プロジェクト』とは・・・

厚生労働省と労働災害防止団体(中災防など)では、休業4日以上の死傷災害のうち、最も発生件 数が多い転倒災害の減少を図るため、2015(平成 27)年から「STOP! 転倒災害プロジェクト」を 推進しております。

このプロジェクトでは、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、転倒災害 の防止に関する安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的としています。









転倒災害防止のためのチェックシート



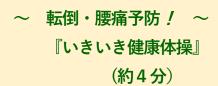
	転 倒 災 害 防 止 の 点 検 項 目	✓
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか。 ●通路、階段、出口には、通行の妨げとなる物を放置しないようにしましょう。	
2	床面の水たまり、氷、油、粉類、落ちた生ゴミなどは放置せず、その都度取り除いていますか。 ●床面が水、氷、油、粉類、生ゴミなどで汚れている場合には、すぐに取り除きましょう。	
3	安全に移動できるよう、通路・階段などに十分な明るさが確保されていますか。 ●移動中のつまずき、踏み外しを防ぐため、適切な照度を確保して暗がりを改善しましょう (照明の着け忘れを防ぐため、人感センサーライトの設置も有効です)。	
4	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつサイズの一致した物を履いていますか。	
5	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか。 ●工場や事務所内の危険個所をマッピングして、危険情報を共有しましょう。	
6	段差のある箇所や滑りやすい場所を、標識などで注意喚起をしていますか。 ●転倒の危険性がある場所には、標識(ステッカーなど)を設けて注意を喚起しましょう。	
7	転倒を予防するための教育を行っていますか。 ●転倒(滑り・つまずき・踏み外し)予防のための教育、研修を実施しましょう。	
8	歩きスマホ (通話しながら) やポケットに手を入れたまま歩いていませんか。 ●通話は安全な場所で立ち止まって行いましょう。●階段は手すりを使って昇降しましょう。●ポケット手では歩行時のバランスを取りづらく、転倒時の受け身も遅れます。	
9	転倒災害防止のための運動を取り入れていますか。 作業開始前の準備運動・転倒予防体操などは筋肉をほぐし、関節の可動域を広げます。普段の歩き方(歩行姿勢・すり足の改善など)も見直しましょう。	
	安全衛生管理体制の確認	✓
1	転倒災害の防止や職場環境の改善などに従事する、各管理者の選任漏れはありませんか。 □ 安全管理者 ^{※1} □ 衛生管理者 ^{※2} □ 安全衛生(又は衛生)推進者 ^{※3} ※1:50人以上の製造・建設業等で要選任。 ※2:50人以上は全業種要選任。 ※3:10~49人で要選任。	
2	安全・衛生委員会 ^{※1} や、労働者からの意見聴取の機会 ^{※2} を通じて、転倒災害の防止を図っていますか。 ●各委員会(意見聴取)の場で、点検項目を参考に調査審議し、転倒防止対策を講じてください。 ※1:50人以上は毎月開催(議事録の周知・保存義務有)。※2:50人未満は常会・職場懇談会等で意見聴取。	

◆動画教材『転倒・腰痛防止用視聴覚教材』の活用を!

厚生労働省『職場のあんぜんサイト』では、転倒災害などの災害事例や防止対策をまとめた 動画教材を公開しています。職場での安全衛生教育などにお役立てください。



◆『職場のあんぜんサイト 転倒 視聴覚教材』で検索







飲食店、小売業向け ~『転倒・腰痛防止用視聴覚教材』(約9分)



社会福祉施設向け ~『転倒・腰痛防止用視聴覚教材』(約9分)

- 転倒災害は、誰にでも起こり得る身近な危険です。
- 本人の不注意や体力の低下、身体機能の衰えなどの理由にせず、 必要な対策を講じて、職場から転倒災害を無くしましょう!

◆高年齢労働者の安全衛生対策について

近年、労働災害に占める高年齢労働者の割合が増加傾向にあることから、厚生労働省では高年齢 労働者が安心して安全に働ける職場環境を整えるため、『高年齢労働者の安全と健康確保のためのガ

イドライン(通称:エイジフレンドリーガイドライン)』を策定しました。

このガイドラインでは、高年齢労働者の特性に配慮した職場環境改善の 取組などが示されています。

> **※エイジフレンドリー**とは**『高齢者の特性を考慮した**』という意味で、 主にWHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。



- ●高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)
- ●高年齢労働者の安全衛生対策に関する各種事業(資料・リーフレットなど)



【働く高齢者の特性に配慮した安心・安全な職場環境を目指しましょう】

